

○ 総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九第二項第二号及び別表第三号17(3)の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第三百三十八号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるもののうち、三・四GHzを超える三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、
周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件

〔1・2 略〕

3 設備規則第四十九条の六の九第二項第一号の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置
がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信する場合に使用する搬送
波の周波数帯及び当該搬送波の数は、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の中
欄及び下欄に掲げるとおりとする。

送信の種別	送信する搬送波の周波数帯
連続する搬送	〔略〕
波による送信	一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以 下
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕

6 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の
許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
〔略〕	〔略〕
一〇・〇MHz以上	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三 dBm以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五MHz以上の場 合において、一、四七五・九MHzを超えて、五一〇・九MHz 以下、一、八〇五MHzを超えて、八八〇MHz以下又は一、一〇MHzを超えて、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用す る基地局にあっては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅におけ る平均電力が(二)一三dBm以下の値とする。
〔略〕	〔略〕

注1 基地局が使用する周波数帯(七七三MHzを超える八〇三MHz以下、八六〇MHzを超える八九〇MHz)

一 「同上」

〔1・2 同上〕

3 設備規則第四十九条の六の九第二項第一号の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置
がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信する場合に使用する搬送
波の周波数帯及び当該搬送波の数は、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の中
欄及び下欄に掲げるとおりとする。

送信の種別	送信する搬送波の周波数帯
連続する搬送	〔同上〕
波による送信	一、七四四・九MHzを超えて一、七八四・九MHz以下
〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕

6 「同上」

(1) 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
〔同上〕	〔同上〕
一〇・〇MHz以上	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三 dBm以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五MHz以上の場 合において、一、四七五・九MHzを超えて、五一〇・九MHz 以下、一、八三九・九MHzを超えて、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超えて、一七〇MHz以下の周波数の電波 を使用する基地局にあっては、任意の一、〇〇〇kHzの帯 域幅における平均電力が(二)一三dBm以下の値とする。
〔同上〕	〔同上〕

注1 基地局が使用する周波数帯(七七三MHzを超える八〇三MHz以下、八六〇MHzを超える八九〇MHz)

MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超えて一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超えて二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。)の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。
〔2〕〔4〕略
〔2〕略
〔2〕〔4〕略

(2) 陸上移動局の送信装置	
周波数	不要発射の強度の許容値
〔略〕	〔略〕
七七三MHz以上八〇三MHz以下	1 七一八MHzを超えて七四八MHz以下又は一、七一〇MHzを超えて一、七五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの

任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値

一、〇〇〇MHz以上一二・七	九四五MHz以上九六〇MHz以下	〔略〕	〔略〕
〔略〕	1 七一八MHzを超えて七四八MHz以下、九〇〇MHzを超えて九一五MHz以下又は一、七一〇MHzを超えて一、七五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの	〔2〕略	〔2〕略

任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値

周波数の電波を使用するもの

任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値

(2) 〔1〕同上	
周波数	不要発射の強度の許容値
〔同上〕	〔同上〕
七七三MHz以上八〇三MHz以下	1 七一八MHzを超えて七四八MHz以下又は一、七四四・九MHzを超えて一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(2) 〔2〕同上	
周波数	不要発射の強度の許容値
〔同上〕	〔同上〕
九四五MHz以上九六〇MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値

(2) 同上	
周波数	不要発射の強度の許容値
〔同上〕	〔同上〕
五MHz以下又は一、七四四・九MHzを超えて一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値

		〔略〕		
		二、一一〇 MHz以上二、一五	三・六 MHz未満	二、一五三・六 MHz以上二、一七〇 MHz以下
六〇〇 MHz以下	三、五〇〇・六 MHz以上三、四一・四 MHz以下	<p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が（）</p> <p>（一）三〇 dBm以下の値</p> <p>九・四 MHz以下</p>	<p>一七〇 MHz以下</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が（）</p> <p>（一）三〇 dBm以下の値</p>	<p>一七〇 MHz以下</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が（）</p> <p>（一）三〇 dBm以下の値</p>
2	一、七一〇 MHzを超え一、七五〇 MHz以下の周波数の電波を使用するもの	<p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が（）</p> <p>（一）五〇 dBm以下の値</p>	<p>一、七一〇 MHzを超え一、七五〇 MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が（）</p> <p>（一）五〇 dBm以下の値</p>	<p>一、七一〇 MHzを超え一、七五〇 MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が（）</p> <p>（一）五〇 dBm以下の値</p>
1	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が（）	<p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が（）</p> <p>（一）三〇 dBm以下の値</p>	<p>二、一五四 MHz以上二、一七〇 MHz以下</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が（）</p> <p>（一）三〇 dBm以下の値</p>	<p>二、一五四 MHz以上二、一七〇 MHz以下</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が（）</p> <p>（一）三〇 dBm以下の値</p>

		〔同上〕		
		二、一一〇 MHz以上二、一五	四 MHz未満	二、一五四 MHz以上二、一七〇 MHz以下
○ MHz以下	一、七一〇 MHzを超え一、七五〇 MHz以下の周波数の電波を使用するもの	<p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が（）</p> <p>（一）三〇 dBm以下の値</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が（）</p> <p>（一）三〇 dBm以下の値</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が（）</p> <p>（一）三〇 dBm以下の値</p>

二三〇 Bm 以下の値

注 1 九 kHz 以上四七〇 MHz 未満、七一〇 MHz を超え七七三 MHz 未満、八〇三 MHz を超え八六〇 MHz 未満、八九〇 MHz を超え九四五 MHz 未満、九六〇 MHz を超え一、四七五・九 MHz 未満、一、五一五・七 MHz を超え一、八〇五 MHz 未満、一、八八〇 MHz を超え一、八八四・五 MHz 未満、一、五一五・七 MHz を超え一、〇一〇 MHz 未満、二、〇二五 MHz を超え一、一一〇 MHz 未満及び二、一七〇 MHz を超え一二・七五 GHz 未満の周波数帯については、一八〇 kHz をチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から一・八 MHz 以上、五 MHz を超える送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から一一・五 MHz 以上、一〇 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から二一・五 MHz 以上、一〇 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から二〇 MHz 以上、二〇 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から三五 MHz 以上、一・〇八 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあっては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの注 1 に規定する送信周波数帯域（チャネル間隔が一・〇八 MHz のものにあっては、この表のそれぞれのチャネル間隔（一八〇 kHz のものを除く。）の送信周波数帯域（当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・〇八 MHz の送信装置の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。）の中心周波数からの周波数以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

2 注 1 の規定にかかわらず、連続する二の周波数の搬送波を同時に送信する送信装置にあっては、九 kHz 以上四七〇 MHz 未満、七一〇 MHz を超え七七三 MHz 未満、八〇三 MHz を超え八六〇 MHz 未満、八九〇 MHz を超え九四五 MHz 未満、九六〇 MHz を超え一、四七五・九 MHz 未満、一、五一五・七 MHz を超え一、八〇五 MHz 未満、一、八八〇 MHz を超え一、八八四・五 MHz 未満、一、九一五・七 MHz を超え一、〇一〇 MHz 未満、二、〇二五 MHz を超え一、一一〇 MHz

注 1 九 kHz 以上四七〇 MHz 未満、七一〇 MHz を超え七七三 MHz 未満、八〇三 MHz を超え八六〇 MHz 未

九 kHz 以上四七〇 MHz 未満、七一〇 MHz を超え七七三 MHz 未満、八〇三 MHz を超え八六〇 MHz 未満、八九〇 MHz を超え九四五 MHz 未満、九六〇 MHz を超え一、四七五・九 MHz 未満、一、五一 MHz を超え一、八三九・九 MHz 未満、一、八七九・九 MHz を超え一、八八四・五 MHz 未満、一、九一五・七 MHz を超え二、〇一〇 MHz 未満、二、〇一二五 MHz を超え二、一一〇 MHz 未満及び二、一七〇 MHz を超え一二・七五 GHz 未満の周波数帯については、一八〇 kHz をチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一・八 MHz 以上、

チャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の

中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上、一・〇八MHzをチャネル間隔とする送信装

置にあつては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの注1に規定する送信周波数帯域（チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては

、この表のそれぞれのチャネル間隔（一八〇kHzのものを除く。）の送信周波数帯域（当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯幅の許容

値の周波数の範囲が含まれること。) の中心周波数からの周波数以上となる周波数帶に限り、表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

注1の規定にかかわらず、連続する二の周波数の搬送波を同時に送信する送信装置。

未満及び二、一七〇MHzを超える二・七五GHz未満の周波数帯において、送信周波数帯域

(当該連続する二の搬送波の送信周波数帯域を合わせたものをいう。)の中心周波数

から、同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが五MHzと五MHzの組合せの場合

は一九・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五MHzと一〇MHzの組合せの場合は二七・四二五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五MHzと一〇MHzの組合せの場合は三四・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五MHzと一〇MHzの組合せの場合は三四・八五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一〇MHzと一〇MHzの組合せの場合は三四・八五MHz以上離れた周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

〔3 略〕

二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるもののうち、三・四GHzを超える三・六GHz以下の周波数の電波を送信する

ものの技術的条件

〔1～7 略〕

8 設備規則別表第三号¹⁷⁽³⁾の総務大臣が別に告示するスマートフォン領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(2) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置

周波数	〔略〕	〔略〕
一、〇〇〇MHz以上一八GHz未	〔略〕	〔略〕
満(一、八四五MHz以上一、八八〇MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕

二

〔3 同上〕

の許容値を適用する。

〔3 略〕

8 〔1～7 同上〕

〔1 同上〕

〔2〕 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置

周波数	〔同上〕	〔同上〕
一、〇〇〇MHz以上一八GHz未	〔同上〕	〔同上〕
満(一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以上を除く。)	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

二

〔3 同上〕

の許容値を適用する。

〔3 略〕

8 〔1～7 同上〕

〔1 同上〕

〔2〕 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置

周波数	〔同上〕	〔同上〕
一、〇〇〇MHz以上一八GHz未	〔同上〕	〔同上〕
満(一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以上を除く。)	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

二

〔3 同上〕

の許容値を適用する。

〔3 略〕

8 〔1～7 同上〕

〔1 同上〕

〔2〕 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置

周波数	〔同上〕	〔同上〕
一、〇〇〇MHz以上一八GHz未	〔同上〕	〔同上〕
満(一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以上を除く。)	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。	(3) ・ (4)	〔注略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
			○MHz 以下	一、八四五MHz 以上	一、八八

	(3) ・ (4)	〔注同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
			八七九・九MHz 以下	一、八三九・九MHz 以上	一、